

# 踏切道改良促進法等の一部を 改正する法律案について

---

国土交通省      道路局  
                         鉄道局

令和3年3月15日

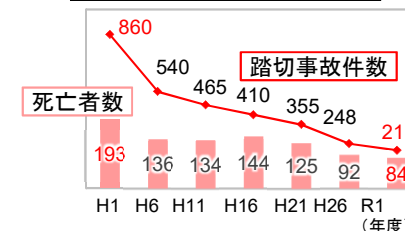
# 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

<日切れ扱い、予算関連法律案>

## 背景・必要性

- 踏切道の改良対策を進め、踏切道の数や事故件数は着実に減少してきているものの、依然として**事故・渋滞が多数発生**（踏切事故は約2日に1件発生、死亡事故のうち約5割は高齢者、渋滞原因となる「開かずの踏切（ピーク時遮断時間40分以上）」は全国500箇所以上）
- 平成30年6月大阪北部地震の際には、列車の駅間停止等により多数の**踏切道の長時間遮断が発生し、救急救命活動等に大きな支障**（救急車の到着時間の遅れの例：[通常]7分 → [大阪北部地震時]42分）
- 頻発・激甚化する災害時には、電柱の倒壊、倒木等により**道路や鉄道の交通を阻害**

踏切事故件数・死亡者数の推移



➡ **踏切道の改良対策を更に促進するとともに、道路と鉄道の防災機能を強化し、安全で円滑な交通を確保する必要**

## 法案の概要

### 1. 踏切道の更なる改良と災害時における適確な管理の促進 【踏切法・道路法・鉄道事業法】

- ① **改良が必要な踏切道**を国土交通大臣が**機動的に指定**  
 [従来の5年間の指定年限（現行は令和2年度末まで ※日切れ扱い）を撤廃・恒久化し、交通安全基本計画等の国の5ヶ年計画と連動して指定]  
 ◆ **改良の方法を拡充**し、迂回路の整備や踏切前後の滞留スペースの確保等の面的・総合的な対策を推進  
 ◆ **改良後の評価**の導入によりPDCAを強化し、必要に応じ追加的対策を勧告  
 ◆ 踏切道のバリアフリー化等のため**市町村による指定の申出**を可能に
- ② 国土交通大臣が**災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定**する制度を創設  
 ◆ 鉄道事業者・道路管理者による災害時の踏切道の開放手順作成等を義務付け  
 ◆ 鉄道事業者による**踏切道監視用カメラの整備への補助**を創設（※予算関連） ◆ 他の道路と鉄道の交差についても、計画的な点検・修繕等の管理の方法を協議



「開かずの踏切」による渋滞



踏切道の長時間遮断による救急救命活動等への支障

### 2. 道路の防災機能の強化 【道路法等】

- ① 広域災害応急対策の拠点となる「道の駅」等について、国土交通大臣が**防災拠点自動車駐車場として指定**する制度を創設  
 ◆ 災害時には**防災拠点としての利用以外を禁止・制限可能に** ◆ 民間による**通信施設、非常用発電施設等の占用基準を緩和**  
 ◆ 協定の締結により、道路管理者が**災害時に隣接駐車場等を一体的に活用**
- ② 緊急輸送道路等の沿道区域で、**電柱等の工作物を設置**する場合の**届出・勧告**制度を創設
- ③ **都道府県が市町村管理道路の啓開・災害復旧を代行**できる制度を創設



道の駅を拠点として活用した災害応急対策



沿道の電柱の倒壊による道路閉塞

### 3. 鉄道の防災機能の強化 【鉄道事業法】

- ① 鉄道事業者は、国土交通大臣の許可を受けて、  
 ◆ 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある**植物等の伐採等**を可能に  
 ◆ 災害時の早期復旧のために**他人の土地を作業場等として一時使用**可能に



鉄道用地

倒木による鉄道輸送障害の発生

【目標・効果】踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保

- ① 踏切事故件数：令和7年度末までに約1割削減（令和元年度211件）
- ② 災害指定踏切道（約500箇所）における災害時の長時間遮断の解消：令和7年度末までに100%
- ③ 倒木による鉄道輸送障害の件数：令和7年度末までに約1割削減（平成29年度～令和元年度平均170件）

## 緊急輸送道路等の沿道区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度

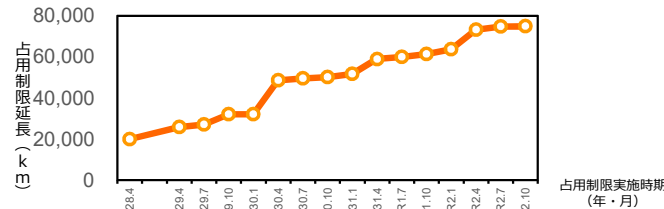
- 災害時における緊急輸送道路等の閉塞を予防するため、沿道区域において電柱等の工作物を設置する場合の道路管理者への届出・勧告制度を創設

(現状・課題)

### 道路区域内での占用制限、災害時の道路閉塞

- 緊急輸送道路等においては、無電柱化の推進の観点から、道路管理者が「占用禁止制限区域」を指定し、電柱等の新設を禁止  
(全国で7.5万km指定(令和2年10月1日時点))

<道路区域内の新設電柱の占用制限状況>



- 一方、緊急輸送道路等の沿道(道路区域外)の電柱の倒壊により、災害時に道路閉塞が発生



占用禁止制限区域

占用禁止制限区域の沿道に設置された電柱の例



沿道の電柱が倒壊し、緊急輸送道路の閉塞が発生した例

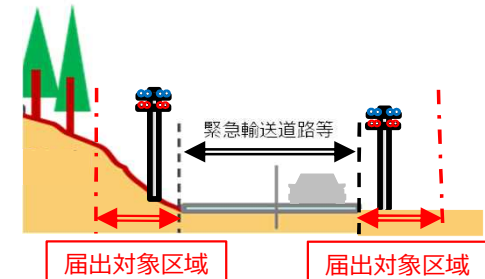
(平成24年8月)

(対策)

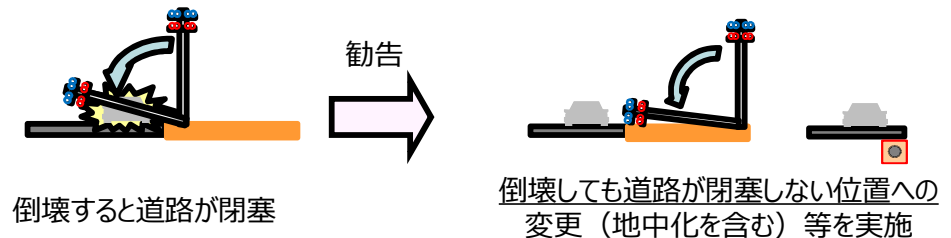
### 沿道区域での工作物設置の事前把握・調整

- 道路管理者は、沿道区域の全部又は一部を「届出対象区域」として指定

- 届出対象区域において、**電柱等の工作物を設置しようとする者に対し、道路管理者への届出を義務付け**

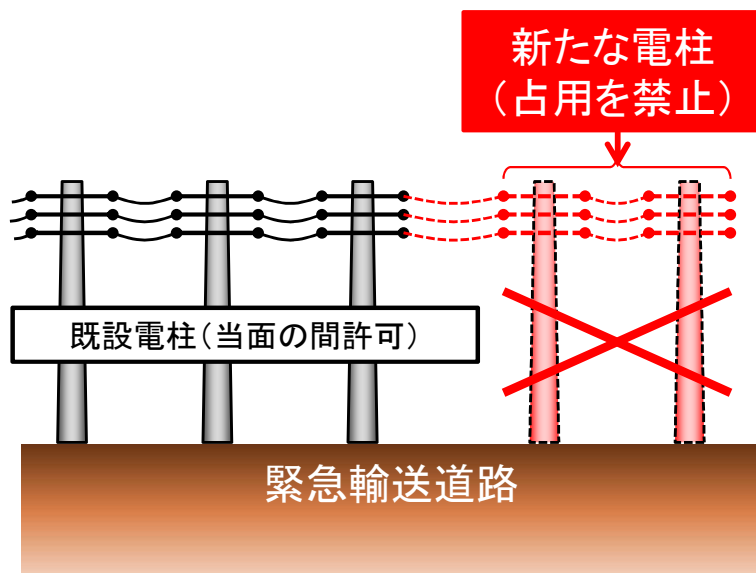


- 道路管理者は、届出行為に関し、必要に応じ、**設置場所又は設計の変更等を勧告**することができる  
(設置後において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合、現行制度による措置命令が可能)



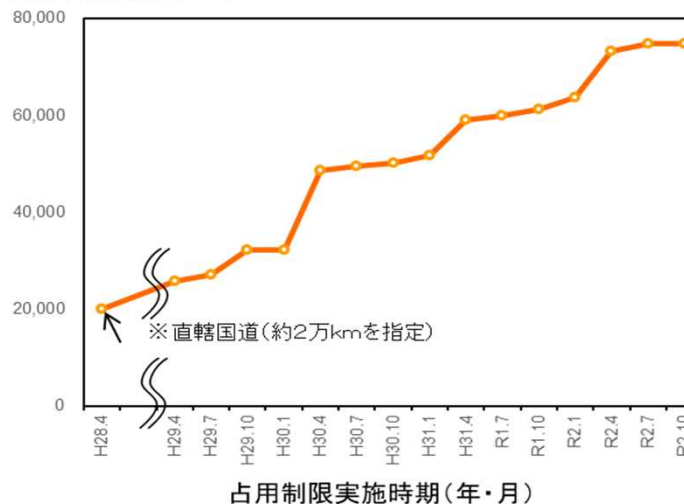
# 道路占用の禁止・制限(道路法第37条)

- 道路管理者は、災害発生時の被害拡大防止等のため、区域を指定して道路の占有を禁止・制限できる。
- これに基づき、国、45都道府県、100市町村が緊急輸送道路の約7.5万kmにおいて、新設電柱の占有を禁止する措置を実施。(やむを得ない場合、仮設電柱の設置を許可(原則2年間)。既存電柱は、当面の間、占有を許可)



《新設電柱の占有禁止措置実施状況の推移》

占有制限延長(km)



## ○道路法第37条(道路の占有の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占有を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

## ○緊急輸送道路(全道路約120万kmのうち、約9万km)

災害対策基本法第40条の都道府県防災会議において作成する地域防災計画に位置付けられ、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路

# 沿道区域制度(道路法第44条)と今回の改正内容

- 沿道区域制度は、道路区域外から道路の構造や交通に及ぼされる損害や危険を防止することにより道路の機能を確保するため、道路管理者が最大幅20mの区域を指定する制度。
- 沿道区域内の土地、竹木又は工作物の管理者に損害予防措置が義務付けられ、必要に応じ道路管理者は措置命令が可能。
- 今回の改正においては、①沿道区域における損害予防措置の対象となる工作物等の明示②届出対象区域内における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設を規定。

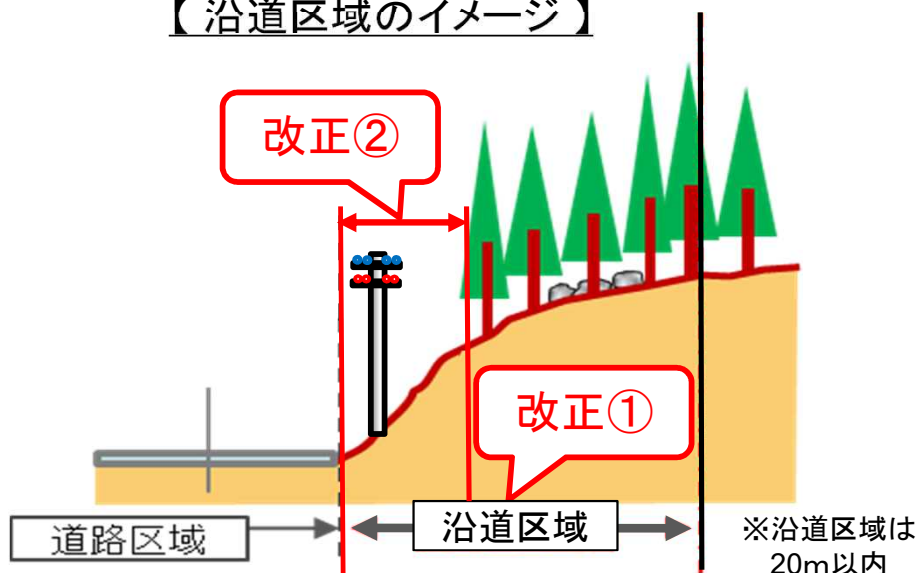
## 【道路区域外に起因する事故・災害の例】



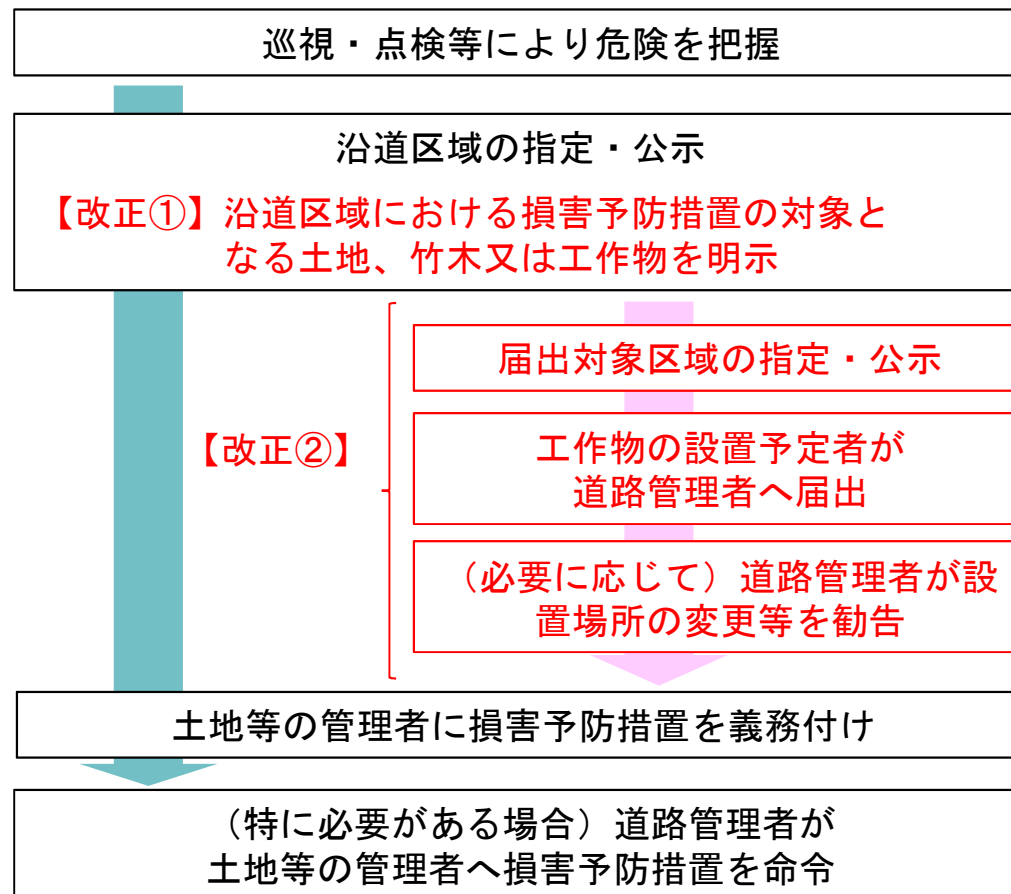
おおなんちよう  
島根県道 (島根県邑南町)

H28.5落石が  
軽自動車を直撃  
(死亡1名、負傷1名)

## 【沿道区域のイメージ】



## 【沿道区域制度による対策のフロー】



## 鉄道用地外からの災害に対する事前防災や早期復旧

- 鉄道の防災機能を強化するため、電気事業法や電気通信事業法の規定を参考に、鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある植物の伐採等や作業場等のための他人の土地の一時使用等を可能とする制度を創設

### (対策1) 鉄道施設に障害を及ぼす おそれがある植物の伐採等

- 事前防災に当たり、国土交通大臣の許可を受けた上で、鉄道事業者による鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物の伐採等を可能とする
- ⇒ 倒木のおそれのある植物の早期伐採等により、輸送障害を未然に防止



〔 鉄道用地外からの倒木が列車に接触し、輸送障害が発生した事例 〕

### (対策2) 作業場等のための他人の土地の一時使用等

- 災害からの応急復旧に当たり、国土交通大臣の許可を受けた上で、鉄道事業者が一時使用できる隣接地の用途を拡充する
- ⇒ 隣接地を有効活用することで、重機の搬入等が容易になり、迅速な復旧が可能

＜拡充する用途＞



作業場



重機置場



資材運搬のための索道



土石の捨場

# 各事業における用地外の事前対策・応急復旧の現状

対象事業	【事前対策において】 用地外における措置・権限	【応急復旧において】 用地外の土地の一時使用など
鉄道	法的根拠無し	法的根拠無し
電気	(電気事業法第61条) 電気事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合やむを得ない場合は、 <u>経済産業大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、経産大臣の許可を受けず、伐採等が可能)</u>	(電気事業法第58条) 電気事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であつて、かつ、やむを得ない時は、 <u>経済産業大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)</u>
通信	(電気通信事業法第136条) 認定電気通信事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合やむを得ない場合は、 <u>総務大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、総務大臣の許可を受けず、伐採等が可能)</u>	(電気通信事業法第133条) 認定電気通信事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であつて、かつ、やむを得ない時は、 <u>総務大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間はこの限りでない)</u>
道路	(道路法第44条) 道路管理者は、 <u>沿道区域において、道路の構造・交通に及ぼすべき損害・危険を防止するために特に必要と認める時は、その区域にある土地、竹木又は工作物の管理者に対し、損害等を防止するための必要な措置を命ずることが可能</u>	(道路法第68条) 道路管理者は、 <u>道路に関する非常災害時のやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木などを使用・収用・処分することが可能</u>

※鉄道事業者は鉄道施設に関する測量、工事等の必要があるときは、国土交通大臣の許可を得て、他人の土地への立入り又は一時使用することは可能(鉄道事業法第22条))

## 【条文(案)】

<p>鉄道</p> <p>(鉄道事業法第22条の2) 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、<u>国土交通大臣の許可を受け、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。</u></p>	<p>(鉄道事業法第22条) 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、<u>国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を次に掲げる目的のため一時的に使用することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 材料置場の設置</li> <li>二 <u>天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置</u></li> </ul>
--	---

# 道路区域外・鉄道用地外に係る対応についての根拠条文

根拠法		【事前防災】道路区域外・鉄道用地外からの支障への対応		【災害対応】道路区域外・鉄道用地外の土地の一時使用等	
鉄道事業法	現行	×	(規定なし)	△	(第22条) 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。
	改正後	○	(第22条の2) 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受け、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。	○	(第22条) 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を次に掲げる目的のため一時的に使用することができる。 一 材料置場の設置 二 <u>天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置</u>
道路法		○	(第44条の2) 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件(以下この条において「違法放置等物件」という。)が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。  (第68条) 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、 <u>収用し、若しくは処分することができる。</u>	○	(第66条) 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、 <u>他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。</u>  (第68条) 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、 <u>災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。</u>